

平成28年11月15日

各学校長 様

四万十町教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長
(公 印 省 略)

講師の謝金等に係る源泉徴収並びに支払調書の
取扱いの一部変更について

日頃は、学校運営にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成28年2月29日付で通知しました標題の件につきましては、次のとおり取り扱いを一部変更しますのでよろしくお願いいたします。

記

1 講師の謝金及び旅費の源泉徴収の取扱い【変更なし】

講師としての謝金をお支払する場合は、全て源泉徴収の対象となります。また、支払者が謝金と旅費をまとめて本人に支払う場合は、その合計金額から源泉徴収することになりますが、旅費の支払いを本人ではなく、ホテルやJR等に直接支払う場合は、その旅費にかかわる代金については源泉徴収する必要がありませんのでご注意ください。

また、一般的に講師の謝金は報償費となりますが、計算の仕方は以下のとおりです。

(例) 講師謝金として15,000円を支払う場合【報償費の源泉徴収の率 10.21%】

$15,000 \text{ 円} \times 0.1021 = 1,531.5 \Rightarrow 1,531 \text{ 円を源泉 (端数切捨て)}$

*税務署への支払いは、本人に謝金を支払った月の翌月の10日までに所定の用紙で税務署へ払い込みください。

2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の発行について【変更点】

本人に交付していただくことに変更します。前回法的に交付義務がないことから、学校で本人へ支払調書を発行しないことで統一しておりましたが、役場関係各課と再度検討した結果今までどおり発行することに變更いたしましたのでよろしくお願いします。

3 税務署への法定調書の提出が必要な場合について【変更なし】

同一人物に対して支払った報酬や謝金等の金額が1月1日～12月31日までの1年間で5万円を超える場合は、傾崎税務署へ法定調書(報酬、料金等の支払調書、源泉徴収票等の法定調書合計表)の提出が義務付けられますのでよろしくお願いします。